
平成 29 年度 第 1 回垂水市総合開発審議会

－ 審議会資料 －

開催日時：平成 29 年 8 月 18 日（金）午後 4 時～

開催場所：垂水市役所 3 階 委員会室

式 次 第

- 1 開会
- 2 辞令交付式
- 3 委員紹介
- 4 市長あいさつ
- 5 会長・副会長選出
- 6 会長・副会長あいさつ
- 7 審議事項
 - ①総合開発審議会の役割について
 - ②第 5 次垂水市総合計画策定・今後のスケジュールについて
- 8 その他
- 9 閉会

1. 総合開発審議会の役割について

(1) 総合開発審議会とは

総合開発審議会とは、垂水市総合開発審議会条例により、総合計画に関して市長の諮問に応じて審議する機関である。次の視点から、学識経験者を含んだ 10 人で審議会を運営するものである。

- ①総合計画策定プロセスや策定方針をチェックすること
- ②総合計画（骨子案）等について、専門的見地から審議すること

※参考：[垂水市総合開発審議会条例](#)

2. 第 5 次垂水市総合計画策定について

(1) 総合計画の背景・考え方

①総合計画とは

地方自治法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 35 号）が平成 23 年 5 月 2 日公布・平成 23 年 8 月 1 日に施行されるまで、市町村は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための方向性を示すものとして基本構想を策定することが義務づけられていた。

※現行の第 4 次総合計画は、地方自治法第 2 条第 4 項に基づき、まちづくりの方針や総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定めるもので、議会の議決が必要であった。

②基本構想策定に係る法的義務づけの廃止

平成 23 年 8 月 1 日に改正地方自治法が施行され、地方自治法第 2 条第 4 項の「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」という規定が削除された。

①基本構想を策定するか否か

②議会の議決の有無を含め、基本構想を策定する際の手続き

※上記①及び②について、市町村の判断が委ねられることになった。

③新しい総合計画の位置づけ

本市では、引き続き長期的な視点から、総合的かつ計画的な市政の運営を行うための基本的な指針とする市の最上位の計画として位置する「総合計画」を策定することが今後も不可欠であると考えました。

そこで、平成 28 年 12 月 22 日付けで「垂水市議会の議決すべき事項を定める条例」の一部改正を行い、基本構想を市民の代表である市議会の議決事項として位置づけることにした。

④ 現行の第4次総合計画は「三層構造」のスタイル

○基本構想（10年）

行政運営の基本的な理念や方向性、目標を示す

○基本計画（前期5年・後期5年）

基本構想に実現すべく具体的な政策レベルを示す

○実施計画（3年計画 ※毎年見直し）

基本計画を実現すべく具体的な施策・事業レベルを示す

⑤ 過去の垂水市総合計画

[策定年度と基本理念（基本構想）]

・垂水市総合計画（昭和53年策定）

「海と山を生かした心豊かな人間定住都市を目指して」

・垂水市新総合計画（昭和63年策定）

「心あたたかい人々の住む文化の香り高いまち」

・第3次垂水市総合計画（平成9年策定）

「ゆとりのまち たるみず」

・第4次垂水市総合計画（平成20年策定）

「水清く 優しさわき出る温泉の町 垂水」

⑥新しい総合計画策定の基本的な考え方

- a. 本市が目指すべき将来像を市民と行政が共有できるよう、市民参画の策定体制づくりと市民の目線で分かりやすい計画
- b. 第4次垂水市総合計画の政策や施策の評価を踏まえた計画
- c. 本市では人口減少や少子高齢化が進んでおり、こうした環境の変化に対応するため、平成27年10月に「垂水市人口ビジョンと垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「垂水市総合戦略等」という。）」を策定し、人口減少対策を行うとともに、地方創生の実現を目指すため、この垂水市総合戦略等を重点化した計画

⑦これまでの具体的な取組みについて

ア. 第4次垂水市総合計画検証作業

（検証の目的）

平成20年3月に策定された総合計画では、まちの将来像「水清く優しさわき出る温泉の町 垂水」を掲げ、その実現に向けて、それぞれの政策分野の考え方にに基づき、様々な取組みを進めてきました。

今回の検証は、総合計画の計画期間が平成29年度までとなっていることから、計画期間の取組みの成果や課題等を点検・評価し、市民の皆さまに検証結果を公表するとともに、平成30年度からの新たな総合計画づくりに活かしていくために行なったものです。

※資料 1. 第 4 次垂水市総合計画結果報告書 (平成 28 年 12 月策定)

※平成 29 年 1 月 4 日 : 市ホームページへ投稿

※平成 29 年 3 月 17 日 : 3 月議会全員協会にて議会へ報告

イ. 鹿児島大学公開講座「新しい総合計画づくり」実施 (市民・高校生)

(目的 : 市民向け)

第 5 次垂水市総合計画を策定するにあたり、市民と行政が本市のまちづくりにおける課題について認識を共有するとともに、課題に対する市民の考えやアイデアを把握し、計画に反映させるため。

(目的 : 高校生向け)

第 5 次垂水市総合計画を策定するにあたり、策定過程において市内唯一の高等学校である垂水高等学校の生徒が参加し、生徒自身がこれからのまちづくりについて提案する機会をもつことで、“垂水らしさ (垂水市の魅力や特徴)”について生徒に気づきをもたらし、垂水市に対する愛着・誇りの醸成を図るとともに、公開講座でまとめられた意見・提案を、計画素案に反映させるため。

■ 開催結果

①6/25 第 1 回開催[分野 : 医療・介護体制の充実編]

参加者 : 67 名 (市民 40 名、職員 27 名)

②7/9 第2回開催[分野：働く環境の充実編]

参加者：62名（市民37名、職員25名）

③7/23 第3回開催[分野：子育て支援策編]

参加者：67名（市民31名、職員36名）

④7/11 高校生向け開催

対象者：垂水高等学校3年生34名

※資料2.～資料5 公開講座の開催結果報告

ウ. 中学生向けアンケート調査実施

(目的)

第5次垂水市総合計画を策定するにあたり、次世代を担う中学生の考え方や意見を把握し、計画に反映させるとともに、中学生にまちづくりに参画する意識の醸成を図り本市への愛着を高めるため。

■集計結果：垂水中央中学校の1～3年生の279名

※資料6. まちづくり中学生アンケート集計結果

工. 第5次垂水市総合計画（骨子案）策定作業

- 骨子案 = 総合計画の概要、ポイントだけが示されたもの



- 素案 = パブリックコメント制度に付する案のこと



- 原案 = 経営会議に付する案または決裁前の案のこと

※資料7. 第5次垂水市総合計画（骨子案）

⑧今後のスケジュールについて

別紙のとおり

(参考)

○垂水市総合開発審議会条例

昭和49年3月29日条例第14号

(設置)

第1条 垂水市の総合的な開発並びに振興発展に必要な事項について、審議するため、垂水市総合開発審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ次の事項について審議する。

(1) 垂水市総合開発計画に関すること。

(2) 垂水市の振興発展に関する基本的な事項で、総合開発計画に密接な関係を有する事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他市長が必要と認めた者のうちから、必要の都度、市長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは副会長が、会長及び副会長がともに事故あるとき又は、会長及び副会長がともに欠けたときはあらかじめ会長の指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が必要と認めるとき、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 会長及び委員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法は、垂水市報酬及び費用弁償条例（昭和44年条例第9号）に定めるところによる。

(事務の処理)

第8条 審議会の事務は、企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年3月30日条例第2号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月21日条例第26号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月18日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月25日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月20日条例第9号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。